

## 第5回 第三者委員会 議事録

1. 日時:平成21年3月26日(火) 13:00~14:00
2. 委員の現在数:3名
3. 出席者と人数:  
細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席  
その他(財)家電製品協会 事務局(4名)が陪席
4. 議題:① 平成21年度第二次応募案件の審査に関する審議  
② その他
5. 配布資料:① 委員名簿  
② 第二次応募案件概要その他一式
6. 議事の内容

<主な質疑・意見>(◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明)

- (1) 議題①の審議の一部として 平成21年度不法投棄未然防止事業協力第二次応募案件のうち内定されたものに係る料金上限額の算定について検討を行った。
- ◆1) 平成21年度不法投棄未然防止事業協力第一次応募案件のうち内定されたものに係る不法投棄未然防止事業協力実施要項第15条第1項第3号に規定する料金上限額の算定は以下により行われた。  
主要製造業者等の公表した特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等料金(当時、これらの者は、一の特定家庭用機器廃棄物について一の再商品化等料金を設定していた。)に当該内定案件に係る当該廃棄物の引渡見込み量に乗じたものを全て合計した金額を料金上限額とする。
- 2) ブラウン管式テレビと冷蔵庫・冷凍庫を製造等している一部の製造業者等がこれらに「大」「小」の区分を設けて、区分が「小」に属する当該機器が廃棄物となったものに係る再商品化等料金を平成20年11月1日より変更した。
- 3) ついては、平成21年度不法投棄未然防止事業協力第二次応募案件のうち内定されたものに係る料金上限額の算定を以下により行うことを第三者委員会にご提案申し上げる。
  - a) ブラウン管式テレビ及び冷蔵庫・冷凍庫の平成20年12月及び平成21年1月の2ヶ月間の引取実績を当該品目の「大」「小」について集計する(区分なしは「大」に含める。)
  - b) 各々の機器毎に主要製造業者等が公表した再商品化等料金の前号の引取比率による加重平均をもって当該機器に係る再商品化等料金の平均値とする。
  - c) 各機器の再商品化等料金平均値(洗濯機、エアコンについては主要製造業者等の公表料金とする。)に当該内定案件に係る当該廃棄物の引渡見込み量に乗じたものを全て合計した金額を料金上限額とする。
- 4) なお、薄型テレビ(液晶式・プラズマ式)については引取実績データが無いためにブラウン管式テレビの再商品化等料金平均値を用いて同様の算出を行うこととしたい。

品目	再商品化等 料金(円)	(大)料金と の差額(円)
ブラウン管式テレビ	2,665	170
薄型テレビ(液晶式・プラズマ式テレビ)	2,665	170
冷蔵庫・冷凍庫	4,569	261

なお、当該算出方法は平成21年度第二次応募案件のみに適用することとしたい。

- ◇ 議論の結果、平成21年度不法投棄未然防止事業協力第二次応募案件のうち内定されたものに係る料金上限額の算定については事務局の提案どおり承認された。

(2) 議題①応募案件の個別の審議について

- ◆ 個別案件についての説明を行った。
- ◇ 審議の結果、次のとおり内定等の決定を行った。
  - a) 不法投棄未然防止事業協力
    - ・応募7市について協力を内定した。
    - ・協力内定7市について、不法投棄未然防止事業協力実施要項5(5)に規定する協力の条件を決定した。
    - ・必要に応じ、不法投棄未然防止事業協力実施要項5(4)に規定する条件を付した。
  - b) 離島対策事業協力
    - ・応募1町について協力を内定した。
    - ・協力内定1町について、助成単価を決定した。
    - ・協力内定1町について、離島対策事業協力実施要項5(2)に規定する条件を付した。

(3) 応募状況等の公表について

- ◆ 応募状況、審査状況及び覚書締結後の状況を、第一次公募の際の公表方法に準じて(「第三者委員会付議件数」を追加)、下記のとおり公表することを提案する。
  - a) 応募状況及び審査状況の公表
    - 応募件数、第三者委員会付議件数及び内定件数を公表する。
  - b) 覚書締結後の状況の公表
    - 覚書締結件数、覚書締結市町村名、助成単価、助成率、補助対象費用の上限額、事業実施期間、事業内容及び目標数値等を公表する。
- ◇ 議論の結果、事務局の提案どおり決定された。

以上